

健康・生活科学委員会分科会の設置について

分科会等名：健康・スポーツ科学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	健康・生活科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>令和2年に、スポーツ庁長官からの「科学的エビデンスに基づく『スポーツの価値』の普及の在り方について」の審議依頼に対し、体制の整備や政策の決定についてなど4つの政策提言を行った。また、令和5年は「社会参加につながるスポーツのあり方」の報告を発出した。スポーツを取り巻く環境は時代とともに変化しており、スポーツ科学分野のみならず、医学・健康・歴史・法律・哲学といった多様な分野を交えての議論が必須となっている。</p> <p>本分科会では、スポーツ基本法に示された「スポーツを通じて幸福な生活を行うことは全ての人々の権利であること」を実現するための直近の課題について「総合知」をもって議論する。</p>
4	審議事項	<p>1. 「性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行を踏まえた、LGBTQ+等当事者のスポーツ分野への公平で包摂的な参画に関する課題の抽出・解決に向けた議論</p> <p>2. スポーツへのアクセスが困難な人々に対する体力・トレーニングのあり方</p> <p>3. スポーツ庁、関連団体、関連学術団体からの学術分野に対する期待や要望のヒアリング、社会に貢献する健康・スポーツ科学の方向性やビジョンに関する議論</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和5年12月22日～令和8年9月30日
6	備考	